

子どもの虹情報研修センターにおける研究費不正防止計画

子どもの虹情報研修センターは、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 運営・管理体制(「子どもの虹情報研修センター研究費の運営・管理に関する規程」第3条による)

(1)最高管理責任者：センター長

公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

(2)統括管理責任者：事務局長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する責任と権限を持つ。

(3)コンプライアンス推進責任者：研究部長

公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

2. 不正防止計画

(1)機関内の責任体系の明確化(ガイドライン第1節)

不正発生因	防止計画
責任体系は規程上、明確に規定されているが、形骸化してガバナンスが機能しない。	最高管理責任者の適切なリーダーシップのもと、センターが定める公的研究費の運営・管理体制による責任体系に基づき、実効性のある管理監督に努める。

(2)適正な運営・管理の基盤となる環境の整備(ガイドライン第2節)

不正発生因	防止計画
コンプライアンスに対する意識が希薄である。 公的研究費が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。 不適切な経費執行も研究のためなら許されるという意識がある。	統括管理責任者の指示のもと、公的研究費による研究活動に関わる職員にコンプライアンス教育を実施し、意識の向上と浸透を図る。また、コンプライアンス推進責任者は、構成員に不正防止に関する啓発活動を実施する。 法令及び関係ルールを遵守し、不正行為等は行わない旨の誓約書を全員から徴取する。
研究費の使用に関するルールが不明確で理解されていない。	明確な統一ルールを定め、使用ルール等のマニュアルを分かりやすく作成し、配付・周知することにより、適正運用の徹底を図る。

(3)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施(ガイドライン第3節)

不正発生因	防止計画
不正発生要因を把握できない。	不正には複数の要因が関連する可能性があることに留意し、研究者及び実務担当者との連絡を密にする。内部監査の結果や不正使用事案の調査から不正発生要因の把握、不正防止計画の整備、必要に応じて計画の見直しを行う。

(4) 研究費の適正な運営・管理活動(ガイドライン第4節)

不正発生因	防止計画
予算執行が年度末に偏る。	研究計画に基づき執行できているか、定期的に予算管理状況を確認するとともに、必要に応じて改善を求める。正当な理由による執行の遅れについては、繰越制度の活用を勧める。
取引業者と研究者が必要以上に密接な関係を持つことが不正取引に発展する。	取引額の大きい業者に、不正取引に協力しない旨の誓約書提出を求める。 取引業者には不正対策に関するセンターの方針及びルールを周知徹底する。
出張の事実確認が不十分であるため、不正出張を防止できない。	出張報告書に用務地に出向いたことと用務を行ったことが客観的に確認できる資料の添付を義務付け、確認できるようにする。 宿泊費の支給を伴う出張の場合は、出張報告書に宿泊の事実を証明する書類の提出を義務付ける。
検収確認が不十分であるため、架空伝票による納品や預け金を防止できない。	一定金額以上の物品等の発注及び納品時の検収を総務課が実施し、確実に納品物を受領する。
研究と直接関係ないと疑われる経費支出がある。	疑義が生じた経費申請については、研究者に使用目的を確かめた上、研究に必要と認められた場合のみ支出する。
非常勤雇用者の勤務管理が研究者任せになりやすく、謝金の実態を確認できない。	業務従事者の勤務状況等の事実を総務課が確認する。 また、謝金を支払う際は、業務報告書の提出を求め、総務課が勤務実態を確認の上、業務従事者へ支弁する。

(5) 情報発信・共有化の推進(ガイドライン第5節)

不正発生因	防止計画
研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの相談、告発を受け付ける窓口が不明瞭。	使用ルールの相談については、適正な研究費使用について指導・助言する。告発窓口については、「子どもの虹情報研修センターにおける研究費の不正使用等の対応に関する内規」で定めたセンター内外の窓口について周知し、不正行為等の告発を受け付ける。

(6) モニタリングの在り方(ガイドライン第6節)

不正発生因	防止計画
適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし改善を指導することになっているが、実際行われていないことがある。	定期的な内部監査を実施し、必要に応じて改善を指導する。 また監査結果等については監事等に報告し、意見を求めるなどして有効かつ多角的な監査を実施する。